

特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第 1 条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第 2 条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第 1 項の規定により契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第 3 条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第 2 項の目途とされている日までに実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は、確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて納期までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定等の特例)

第 4 条 甲は、前条第 2 項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第 5 条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは、品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先だち、その措置について協議するものとする。

要確定費目金額表

実績額を証する書類

下記の書類のうち、甲が適当と認めるもの。

- 1 引当品として輸入する材料費のC & F 価格については、承認済の輸入承認申請書及び送り状
- 2 銀行等が発行した邦貨決済額を証する書類
- 3 契約相手方と輸入業者（引当品として輸入する材料等の輸入業者に限る。）との間の取引価格が輸入諸掛等を含めて確定契約であるものにあつては、契約相手方と当該輸入業者間との契約書又は注文書
- 4 その他契約相手方が外貨建費目の対価として支払い又は支払うことが確実と認める上記に関する書類
- 5 その他甲が必要と認める書類